

A2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（訪問介護従前相当サービス）

(2019.10～)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,172単位	1,172	1月につき ※注	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,065		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	1日につき	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	35		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2 回程度) 2,342単位	2,342	1月につき ※注	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,108		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77	1日につき	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,715単位	3,715	1月につき ※注	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,344		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 267単位	267	1回につき	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	240		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 271単位	271		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	244		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286単位	286		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自) (短時間 サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分 未満) 166単位	166		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき2回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算		

※注 ニ～トにより算定した1月当たりの単位数が、イ～ハの合成単位数を超える場合のみ使用する。

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（緩和型訪問サービス（訪問型サービスA））

(2019.10～)

サービスコード		サービス内容略称			合成 単位数	算定単位
種別	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型 サービス費（独 自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 1,070単位	1,070	1月につき ※注
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合×90%	963	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割		事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 35単位	35	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合×90%	32	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型 サービス費（独 自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 1,953単位	1,953	1月につき ※注
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合×90%	1,758	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割		事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 65単位	65	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合×90%	58	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型 サービス費（独 自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） 2,972単位	2,972	1月につき ※注
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合×90%	2,675	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割		事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） 98単位	98	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合×90%	88	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	ニ 訪問型 サービス費（独 自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 214単位	214	1回につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ／2・同一		※1月の中で全部で4回まで	192	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	ホ 訪問型 サービス費（独 自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 217単位	217	1回につき
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ／2・同一		※1月の中で全部で5回から8回 まで	195	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2	ヘ 訪問型 サービス費（独 自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） 229単位	229	1回につき
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ／2・同一		※1月の中で全部で9回から12 回まで	206	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2	ト 訪問型 サービス費（独 自）（短時間サー ビス）	事業対象者・要支援1・2 （20分未満） 133単位	133	1回につき
A2	1424	訪問型独自短時間サービス／2・同一		※1月につき2回まで	119	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	予 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の42/1000加算		

※注 ニートにより算定した1月当たりの単位が、イ～ハの合成単位数を超える場合のみ使用する。

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A6 (1) 十日町市通所型サービス(独自)サービスコード表(通所介護従前相当サービス)

(2019.10~)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655	1月につき ※注	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393	1月につき ※注	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			112単位	112	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位	380	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391	1回につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択のサービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(Ⅱ) 選択のサービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	1月につき	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(Ⅰ) ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ス 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(Ⅱ)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(Ⅲ)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(Ⅳ)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		1月につき	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(Ⅴ)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(Ⅱ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算			

※注 サービスコード「1113」で算定した1月当たりの単位数が「1111」の単位数を、または「1123」で算定した1月当たりの単位数が「1121」の単位数を超える場合のみ使用する。  
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 ×70%	1,159	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		54	38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393単位		3,393	2,375	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			112単位		112	78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		380	266	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		391	274	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,159	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		54	38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393単位		3,393	2,375	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			112単位		112	78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		380	266	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		391	274	1回につき

A6(2) 十日町市通所型サービス(独自) サービスコード表(緩和型通所サービス(通所型サービスA))

(2019-10)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,520単位	1,520	1月につき ※注	
A6	1212	通所型独自サービス/21日割			50単位	50	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	2,817単位	2,817	1月につき ※注	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			93単位	93	1日につき	
A6	1213	通所型独自サービス/21回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 304単位	304	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス/22回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで 313単位	313	1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算I/21	ヘ 選択的サービス複数実施加算 (1)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	1月につき	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算I/22						運動器機能向上及び口腔機能向上
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算I/23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算II/2		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	1月につき	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算I/211	チ サービス提供体制強化加算 (1)	事業対象者・要支援1	72単位	72	1月につき	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算I/212						事業対象者・要支援2
A6	6121	通所型独自サービス提供体制強化加算I/221		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位		
A6	6122	通所型独自サービス提供体制強化加算I/222						事業対象者・要支援2
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算II/21		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24単位		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算II/22						事業対象者・要支援2
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/21	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	1月につき	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/22			運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算		100
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算I	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算V		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80%加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算I		ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算			

※注 サービスコード「1213」で算定した1月当たりの単位数が「1211」の単位数を、または「1223」で算定した1月当たりの単位数が「1221」の単位数を超える場合のみ使用する。  
 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,520単位	定員超過の場合 ×70%	1,064	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超			50単位		35	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	2,817単位		1,972	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			93単位		65	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス/21回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 304単位		213	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで 313単位		219	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,520単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,064	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠			50単位		35	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者・要支援2	2,817単位		1,972	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			93単位		65	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス/21回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 304単位		213	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで 313単位		219	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目		項目	単位数			
A 6	1311	通所型独自サービス/3 1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,647単位	1,647	1月につき ※注
A 6	1312	通所型独自サービス/3 1日割			54単位	54	1日につき
A 6	1321	通所型独自サービス/3 2		事業対象者・要支援 2	3,377単位	3,377	1月につき ※注
A 6	1322	通所型独自サービス/3 2日割			111単位	111	1日につき
A 6	1313	通所型独自サービス/3 1回数		事業対象者・要支援 1 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で4回まで	286単位	286	1回につき
A 6	1323	通所型独自サービス/3 2回数		事業対象者・要支援 2 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で5回から8回まで	297単位	297	
A 6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A 6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A 6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A 6	6139	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/3	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A 6	6135	通所型独自サービス同一建物減算/3 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	
A 6	6136	通所型独自サービス同一建物減算/3 2		事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752	
A 6	5030	通所型独自生活上グループ活動加算/3	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき
A 6	5022	通所型独自サービス運動器機能向上加算/3	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A 6	5023	通所型独自サービス栄養改善加算/3	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A 6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算/3	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A 6	5026	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/3 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	(1) 選択的サービス複数実施加算 運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A 6	5027	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/3 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5028	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/3 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5029	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/3	(Ⅱ) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A 6	5025	通所型独自サービス事業所評価加算/3	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A 6	6137	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/3 1 1	チ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ	事業対象者・要支援 1	72単位加算	72	
A 6	6138	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/3 1 2		事業対象者・要支援 2	144単位加算	144	
A 6	6131	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/3 2 1	(Ⅱ) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ	事業対象者・要支援 1	48単位加算	48	
A 6	6132	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/3 2 2		事業対象者・要支援 2	96単位加算	96	
A 6	6133	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/3 1	(Ⅲ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	24単位加算	24	
A 6	6134	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/3 2		事業対象者・要支援 2	48単位加算	48	
A 6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/3 1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A 6	4023	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/3 2		運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A 6	6221	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/3	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A 6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A 6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A 6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A 6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		

※注 本サービスコードは1回単位を利用する人で同一建物減算の対象となる場合のみ使用すること。ただし、減算対象であっても月包括単位並びに日割りの場合はこのサービスコードを使わずに通常のサービスコードを使用すること。  
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目		項目	単位数			
A 6	8007	通所型独自サービス/3 1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	
A 6	8008	通所型独自サービス/3 1日割・定超			54単位		1,153
A 6	8017	通所型独自サービス/3 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,377単位		2,364
A 6	8018	通所型独自サービス/3 2日割・定超			111単位		78
A 6	8009	通所型独自サービス/3 1回数・定超		事業対象者・要支援 1 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で4回まで	286単位	200	1回につき
A 6	8019	通所型独自サービス/3 2回数・定超		事業対象者・要支援 2 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で5回から8回まで	297単位	208	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目		項目	単位数			
A 6	9007	通所型独自サービス/3 1・欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	
A 6	9008	通所型独自サービス/3 1日割・欠			54単位		1,153
A 6	9017	通所型独自サービス/3 2・欠		事業対象者・要支援 2	3,377単位		2,364
A 6	9018	通所型独自サービス/3 2日割・欠			111単位		78
A 6	9009	通所型独自サービス/3 1回数・欠		事業対象者・要支援 1 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で4回まで	286単位	200	1回につき
A 6	9019	通所型独自サービス/3 2回数・欠		事業対象者・要支援 2 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で5回から8回まで	297単位	208	

※ の部分は本サービスコードでは使用しないこと。

A6(4) 十日町市通所型サービス(独自) サービスコード表 (通所型サービスA:同一建物減算対象で1回単価の利用の場合のみ使用)

(2019.10~)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2		
A6	1411	通所型独自サービス/4.1	イ 通所型サービス費 (独自)	1,515単位	1,515	1月につき ※注	
A6	1412	通所型独自サービス/4.1日割		50単位	50	1日につき	
A6	1421	通所型独自サービス/4.2		2,808単位	2,808	1月につき ※注	
A6	1422	通所型独自サービス/4.2日割		93単位	93	1日につき	
A6	1413	通所型独自サービス/4.1回数	事業対象者・要支援1 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で4回まで	210単位	210	1回につき	
A6	1423	通所型独自サービス/4.2回数	事業対象者・要支援2 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で5回から8回まで	219単位	219		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/4	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6145	通所型独自サービス同一建物減算/4.1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376		
A6	6146	通所型独自サービス同一建物減算/4.2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752		
A6	5040	通所型独自生活上グループ活動加算/4	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100		
A6	5032	通所型独自サービス運動器機能向上加算/4	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225		
A6	5033	通所型独自サービス栄養改善加算/4	ニ 栄養改善加算	150単位加算	150		
A6	5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算/4	ホ 口腔機能向上加算	150単位加算	150		
A6	5036	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/4.1	ヘ 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480	1月につき	
A6	5037	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/4.2		運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位加算	480		
A6	5038	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/4.3		栄養改善及び口腔機能向上 480単位加算	480		
A6	5039	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/4	(Ⅱ) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700		
A6	5035	通所型独自サービス事業所評価加算/4	ト 事業所評価加算	120単位加算	120		
A6	6147	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/4.1.1	チ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1 72単位	72		
A6	6148	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/4.1.2		事業対象者・要支援2 144単位	144		
A6	6141	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/4.2.1	(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1 48単位	48		
A6	6142	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/4.2.2		事業対象者・要支援2 96単位	96		
A6	6143	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/4.1	(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 24単位	24		
A6	6144	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/4.2		事業対象者・要支援2 48単位	48		
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/4.1	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200		
A6	4033	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/4.2	運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6	6231	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/4	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(Ⅱ)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(Ⅲ)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000加算				
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(Ⅳ)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算				
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(Ⅴ)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(Ⅱ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000加算			

※注 本サービスコードは1回単価を利用する人で同一建物減算の対象となる場合のみ使用すること。ただし、減算対象であっても月包括単位並びに日割りの場合はこのサービスコードを使わずに通常のサービスコードを使用すること。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2		
A6	8021	通所型独自サービス/4.1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	1,515単位	定員超過の場合 ×70%	1,061	1月につき
A6	8022	通所型独自サービス/4.1日割・定超		50単位		35	1日につき
A6	8031	通所型独自サービス/4.2・定超		2,808単位		1,966	1月につき
A6	8032	通所型独自サービス/4.2日割・定超		93単位		65	1日につき
A6	8023	通所型独自サービス/4.1回数・定超	事業対象者・要支援1 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で4回まで	210単位		147	1回につき
A6	8033	通所型独自サービス/4.2回数・定超	事業対象者・要支援2 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で5回から8回まで	219単位		153	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2		
A6	9021	通所型独自サービス/4.1・欠	イ 通所型サービス費 (独自)	1,515単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,061	1月につき
A6	9022	通所型独自サービス/4.1日割・欠		50単位		35	1日につき
A6	9031	通所型独自サービス/4.2・欠		2,808単位		1,966	1月につき
A6	9032	通所型独自サービス/4.2日割・欠		93単位		65	1日につき
A6	9023	通所型独自サービス/4.1回数・欠	事業対象者・要支援1 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で4回まで	210単位		147	1回につき
A6	9033	通所型独自サービス/4.2回数・欠	事業対象者・要支援2 ※事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合(1回単価使用時) ※1月の中で全部で5回から8回まで	219単位		153	

※ [ ] の部分は本サービスコードでは使用しないこと。

A F 十日町市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(2019.10～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定単位
種類	項目					単位数	
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA費	事業対象者・要支援1・要支援2	431単位	431	1月につき
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB	チ 介護予防ケアマネジメントB費	事業対象者・要支援1・要支援2	305単位	305	
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC	リ 介護予防ケアマネジメントC費	事業対象者・要支援1・要支援2	431単位	431	
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	事業対象者・要支援1・要支援2	300単位	300	
A F	6131	介護予防小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	要支援1・要支援2	300単位	300	

※Cは、初月のみの支払いとなる。

※現在、介護予防ケアマネジメントCは十日町市では使用していないので注意すること。